

第5節 安全で快適な生活が送れるまち

1 地域安全

～災害対策、交通事故や犯罪などへの安全対策が進められているまち

<A 基本計画の目標>

《防災・消防》

地震・津波をはじめとする自然災害や事件、事故などの社会的災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、総合的な都市防災の推進に努めます。また、自主防災組織の充実など市民と行政が一体となった防災体制の充実強化や安否情報を含む各種災害の情報収集、提供手段の整備を図ります。

防災拠点となる消防施設の充実強化を図ります。

引き続き、救急救命士を含む救急隊員の質の向上を図り、救急業務の高度化と応急手当の普及啓発を図ります。また、地震時の同時多発火災等に的確に対応するために、消防力の整備に努めます。

当初計画した無線中継局の建設を消防・救急無線のデジタル無線設備の構築として再設定します。

消防法の規制を受けなかった一般住宅について、さらに防火対策を推進して火災による被害を少なくするよう努めます。

利用者等の安全を確保するため、既存公共建築物については、適切な維持管理を推進し、その長寿命化を図るとともに、建て替えを含めた維持保全システムを構築します。

《交通安全》

市民の安全を守り、快適な生活環境を確立するため、関係機関、団体と連携し、鎌倉市交通安全計画に基づく各種交通安全対策を推進し、交通事故による年間死傷者数の減少をめざします。

生活道路への通過車両の進入を抑え、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。

《防犯》

犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるため、あらゆる機会を通じ防犯意識、規範意識の向上を図っていきます。

犯罪のない地域社会を形成するため、市民、行政、警察等が連携しながら地域防犯対策を進めます。

犯罪が生じにくい市街地環境づくりを進めるため、公共施設、住環境などの整備等や子どもたちの安全確保づくりを、ハード・ソフト一体となった防犯対策を推進していきます。

<B 目標指標：市民意識調査による市民の満足度>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H19	H20	H21	H22	トレンド
市民満足度	サブタイトルにあるまちの実現状況について、市民が実感している割合	35.2 %	39.8 %	48.0 %	48.6 %	52.2 %	↗

<C 目標達成に向けた22年度の実績と自己評価>

自己評価

【総務部】

※この分野の目標達成のために取り組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 実施計画に基づき市役所庁舎の設備改修事業を実施する予定でしたが、先送りとなったため、平成24年度以降に実施します。	×
--	---

【防災安全部】

<p>※この分野の目標達成のために取り組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 災害時伝達体制の充実(メール配信サービス制度の周知及び登録者の増加) 災害用備蓄食糧等の増備及び、備蓄率の向上 急傾斜地崩壊対策工事の推進、既成宅地防災工事費の助成</p>	◎
<p>※この分野の目標達成のために取り組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 地域防犯活動への支援(合同パトロール実施、防犯講話・教室開催、防犯グッズ貸出) 防犯フォーラムの開催 犯罪発生の情報提供等(不審者情報、注意喚起メール配信、ホームページの更新頻度の向上、キャンペーンの実施) 犯罪のない安全安心まちづくり推進条例の制定 青色パトロール充実への検討実施</p>	◎

【都市整備部】

<p>※この分野の目標達成のために取り組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 通学路・スクールゾーンの交通安全対策として、歩行空間のカラー化等の交通安全対策を実施しました。 放置自転車対策として、買物時間帯の放置対策として監視時間の延長を図りました。 大船駅西口地区の駐輪場不足の解消を図るため、既存駐輪場の建て替えを含め実施方法の検討を行いました。</p>	◎
--	---

【消防本部】

<p>※この分野の目標達成のために取り組んできた事業の実績(前年度事業及び実施計画事業を中心にコメント) 第2期基本計画 中期実施計画である鎌倉消防署七里ガ浜出張所の建設が完了しました。 住宅防火対策については、一人暮らし高齢者宅への住宅用火災警報器無償配付事業を実施、また、一般住宅への住宅用火災警報器の設置普及啓発活動に努めました。 救急救命士の養成は、目標数の100%である48名に達しました。 消防・救急無線のデジタル無線整備については、野村総合研究所跡地に基地局を整備するため、電波エリアシミュレーションの作成や関東総合通信局及び本庁各課との検討を重ね、平成27年度の運用開始に向け進捗しています。</p>	◎
--	---

前年度当初目標に対し、◎=80%以上○=50%以上△=30%以上×=30%未満

<D 前回の市民評価委員会などからの指摘への対応状況>

市民評価委員会などからの指摘

指摘等に対する改善策・対応など

【総務部】

※ 前年度指摘事項なし

【防災安全部】

<p>①協働の推進(自助、共助、公助)が求められており、市民の力を活用した防犯・防災対策をさらに進めていく必要がある。</p> <p>②食糧等の防災に備えての備蓄率は上昇はしているが、100%で当然であり、近々の整備が必要なのではないだろうか。</p> <p>③新型インフルエンザも総合防災の範囲であるならば、市としての対応策を考えていく必要がある。</p>
<p>①「防犯・防災のための青色パトロールカーは定期的に見かけ、特に犯罪の抑止力になっていると考え今後も更なる充実が必要である。」</p> <p>②「協働の推進(自助、共助、公助)が求められており、市民の力を活用した防犯・防災対策をさらに進めていく必要がある。」</p>



<p>①自治町内会の自主防災活動について、防災訓練、防災講話や避難計画策定などの支援を行うと共に、防災資機材の充実などのハード面についての支援を引き続き行いました。</p> <p>②備蓄食糧等の備蓄率の目標達成のため、引き続き必要な備蓄品の確保に努めました。</p> <p>③強毒性ウイルスの出現に備え、国及び県で策定した「新型インフルエンザ対策行動計画」を踏まえ、市として実施すべき具体的対策を定める必要性に鑑み、「鎌倉市新型インフルエンザ対策行動計画」(総論編・各論編・資料編)を策定しました。</p>
<p>①23年度に向けた青色パトロールカー運用を検討しました。こどもみらい部所管の「こども安全パトロール」を防災安全部に移管し、子ども関連施設の立寄りだけでなく、広く地域防犯の中での位置づけとなるような事業実施を検討しました。</p> <p>②自助、共助等推進の根拠となる「犯罪のない安全安心まちづくり推進条例」の制定を行いました。また、防犯講話・教室、情報の積極的な提供、自主防犯活動団体との合同パトロールを実施すること等に努めました。</p>

【都市整備部】

※ 前年度指摘事項なし

【消防本部】

※ 前年度指摘事項なし

<E 22年度未達成事業の課題・問題点など>

【総務部】

<p>市民サービスの拠点として庁舎の適切な維持管理を行うため、老朽化した本庁舎設備について設備改修実施計画を行い改修に向けた具体的な検討を進めてきました。本庁舎の地階機械室を中心とした共通部分の設備については、平成19年度から21年度の3カ年の継続事業として改修工事を実施しました。今後は、1階から4階までの各フロアーの衛生配管、電気設備、空調設備等の改修を第二期設備改修工事として実施する予定です。この改修工事は、当初、平成22年度から26年度の5カ年で実施する予定でしたが、財源の確保の問題により見送りとなり、今後は、平成24年度以降の5カ年で実施します。</p>
<p>※未達成の理由<支障となった理由> 事業が先送りとなったため。</p>

【防災安全部】

<p>東日本大震災の発生により、防災行政用無線をはじめ情報提供のあり方、観光滞留客への対応、津波対策の見直しといった課題が浮かび上がってきました。</p> <p>刑法犯認知件数が減少する中、振り込め詐欺等高齢者を狙った犯罪が目立ちます。</p> <p>自主防犯活動団体の構成員の高齢化や固定化の課題が見受けられました。</p>
<p>※未達成の理由<支障となった理由> 振り込め詐欺等は、周知はされていてもその時点では「他人事」であり、いざ電話がかかってくると慌て、判断がつかなくなるケースが多いことが報告されている。今後も地道に周知活動を続け、被害の減少に努めたい。</p> <p>刑法犯認知件数が減少するなか、自主防犯活動に関心が薄れたり「他人事」と考える傾向も見受けられる。高齢化・固定化は新規参入が乏しいことにより発生するものであり、市として自助・共助の意義を今後も周知続けるとともに、支援を充実することで課題解決を図っていきたい。</p>

【都市整備部】

交通安全対策は、継続して取り組んでいく必要があります。
大船駅西口地区の駐輪場不足の解消に向けて、大船駅西口の整備事業と連携して取り組む必要があります。

※未達成の理由<支障となった理由>

【消防本部】

住宅用火災警報器の設置について、23年5月31日をもって設置に伴う条例の経過措置が終了することから、未設置の住宅に対して更なる普及啓発活動を継続して行かなければならない。

※未達成の理由<支障となった理由>

<F 今後の展開(取組方針)>

【総務部】

平成24年度以降に実施します。

【防災安全部】

津波ハザードマップの見直し(津波想定の見直しについて県への要望)
地域での防災講話・避難訓練の充実、及び避難経路の確認
防災行政用無線の難聴地区改善に向け修繕及び増設工事の実施
急傾斜地崩壊対策工事の推進、既成宅地防災工事費の助成及び土砂災害ハザードマップの作成
青色パトロールカー用の「青色回転灯」の貸出し等防犯グッズの貸出しの充実による自主防犯活動団体の支援強化
地域での防犯講話・教室等の開催の充実
子どもを対象とした防犯教室等の内容を保護者に周知することによって関心を高める
情報提供の更なる充実
神奈川県内市町村一体での暴力団排除条例の制定の取組

【都市整備部】

通学路・スクールゾーンの交通安全対策は継続して取り組んでいきます。また、近年利用が進む自転車の事故対策として、利用者のマナーアップを図る啓発活動に努めます。
大船駅西口の駐輪場は、早期開設を図っていきます。

【消防本部】

住宅用火災警報器について、6月1日から設置が義務化されることから、火災時に多数の死傷者が発生するおそれのある、アパート等共同住宅の設置率向上のために、立ち入り検査を実施するとともに、一般住宅についても設置調査及び普及啓発活動を実施します。

救急救命士の養成は目標数の48名に達したことから、今後は定年退職等により目標数に欠員が生じないように計画的に養成を図りたい。

消防・救急無線のデジタル無線整備については、本庁各課等との検討を重ね、平成27年度の整備に向け進捗を図りたい。

平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、消防庁舎の総合的整備の再検討を行います。

<G 実績指標：事業ごとの進捗を示す代表的な指標>

目標指標	目標指標の定義	当初値	H19	H20	H21	H22	H22年度 目標値	H27年度 目標値
自主防犯団体組織率(+)	市内の自治会・町内会のうち、自主防犯活動に取り組んでいる組織の割合	49 %	57.9 %	60.5 %	65.5 %	68.1 %	80 %	80 %
ミニ防災拠点の備蓄率(+)	ミニ防災拠点(市内24小・中学校)全体の備蓄目標に対する備蓄品の整備率	44 %	52.2 %	56.3 %	59.9 %	61.1 %	54 %	64 %
放置自転車数(-)	市内2カ所にある自転車保管場所に持ち込まれた放置自転車の年間総数	8,750 台	4,998 台	4,940 台	4,578 台	5,096 台	5,000 台	3,000 台
危機管理意識の浸透率(+)	非常時の備えを行っている市民の割合	47.4 %	46.5 %	44.5 %	49.9 %	43.8 %	57 %	62 %

<H 事業コスト総額>

分野別事業費		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
施策コスト	決算値 (A)	926,736千円	857,238千円	913,001千円					
	(国・県)	48,394千円	124,051千円	82,930千円					
	(負担金等)	8,301千円	44,690千円	164,025千円					
	(一般財源)	870,041千円	688,497千円	666,046千円					
	人員配置数	239.6人	242.3人	241.9人					
	人件費 (B)	2,283,988千円	2,281,772千円	2,232,126千円					
	総事業費(A+B)	3,210,724千円	3,139,010千円	3,145,127千円					
	対前年比		97.8%	100.2%					

鎌倉市民評価委員会の評価

～評価委員は、この分野の取組について次のように評価しています。



評価できるところ

- ・東日本大震災後、迅速に公園等へ標高掲示をして、市民の防災意識を高めた。
- ・第一小学校は、大津波の際に校舎屋上でも危険な可能性があることを認識し、御成中学校への避難訓練を実施した。
- ・防災無線を市内各地に設置している。災害時の放送だけでなく、子どもの帰宅時間を知らせるためにも活用されており、子どもの安全にも役立っている。
- ・満足度が大きく向上しており、地域安全に対する市の取り組みが実を結んでいるといえる。



課題・提言

- ・3.11東日本大震災によって、従来の対策の抜本的な見直しが求められていると考えられ、具体的な指針は県の計画策定待ちではあるが、市としての基本的な考え方、方針を早めに打ち出していく必要がある。
- ・洪水・内水ハザードマップは配布するだけでなく、自治会等の集会で、具体的な災害イメージや避難場所の指導を行ってほしい。内容を理解していない市民が多数いると思う。
- ・大規模災害発生時に、可能な限り迅速に行政機能を復旧するために、BCP(事業継続計画)を策定してほしい。
- ・地震に対する初動の協力体制を市民が理解するよう、自治体が関連機関と情報交換し円滑な防災活動が行われるよう指導する必要がある。